

# 瀬戸内の酒調査業務公募型プロポーザル説明書

## 1 業務概要

(1) 業務の目的

海外において瀬戸内の酒の情報発信、プロモーションを実施していくために必要となる、瀬戸内7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）の酒資産について、仕様書に基づく調査を行うものである。

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から平成29年3月24日まで。

(4) 予算額

3,650千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

## 2 注意事項

(1) 仕様書等に対する質問書【様式1】提出期限

平成29年1月26日（木）午後5時

(2) 提出方法

上記(1)に関しては、持参、郵送又はFAX等による。

FAXの場合、件名を「せとうちの酒調査業務に関する質問」とし、送信後、提出先へ電話により着信の確認を行うこと。

一般社団法人せとうち観光推進機構 電話：(082) 836-3217 FAX：(082) 836-3218

(3) 上記(1)に対する回答予定日等

平成29年1月27日（金）までに、電子メールにより回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

一般社団法人せとうち観光推進機構

② 提案書提出期限

平成29年1月31日（火）午後5時

③ 提出方法

持参又は郵送による。

④ その他

ア 提案書の再提出、部分的な差替えは認めない。

イ 会社概要及び業務に関する実績表【様式2】を提案書に添付するものとする

ウ 提案書を取り下げる場合は、取り下げ願い書【様式3】を提出するものとする。

尚、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取り下げ願い書【様式3】を提出し、取り下げるものとする。

また、取り下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

(5) 仕様書等について

① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(1)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、

提出すること。

② 上記の質問に対する回答については、電子メールにより回答する。

- (6) 最優秀提案者として選定されなかった者に対する理由説明等について  
最優秀提案者として選定されなかった者に対しての理由説明は一切受付けない。
- (7) 支払条件  
業務完了後の一括払いとする。
- (8) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (9) 参加者の負担について  
提案書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (10) 提案書等に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書等を無効とし、最優秀提案者に選定しない。
- (11) 提出された提案書について
- ① 提出された提案書は、返却しない。
  - ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

### 3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領  
瀬戸内の酒調査業務企画提案公募実施要領による
- (2) 契約事項に関する規則  
一般社団法人せとうち観光推進機構財務規程等による
- (3) 契約保証金  
瀬戸内の酒調査業務企画提案公募実施要領に定めるとおり

### 4 添付書類

- 企画提案公募実施要領
- 仕様書
- 業務委託契約書（案）
- 企画提案書作成要領

#### 【問い合わせ先】

一般社団法人 せとうち観光推進機構  
担当 谷澤、増地  
電話 082-836-3217  
FAX 082-836-3218